

所得税の確定申告は正しくお早めに

栃木税務署からの
お知らせです

所得税還付金申告書作成説明会のご案内

栃木税務署では、給与所得者（1か所）で医療費控除の申告をされる方を対象にした所得税の還付申告書の作成説明会を開催します。

会場では、申告書の作成方法の説明（インターネットを利用した申告を推進しています）を聞きながらその場で申告書を作成し、提出することができるため、税務署へ出向く手間が省け大変便利です。

●説明会日程

説明会	日 程	説明開始時間	会 場
医療費控除 (給与所得者対象)	1月27日（木）	午前の部 9時30分～11時	小山市立中央公民館 (第一研修室)
	1月28日（金）	午後の部 1時30分～3時30分	

●お持ちいただくもの(当日必ず準備してください)

- ①平成22年分の「給与所得の源泉徴収票」（コピーは不可）、ただし、年末調整が済んでいる方
※中途退職または年末調整において、給与から所得税が源泉徴収されている方が対象になります。
(給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄をご確認ください。)
- ②平成22年中に支払った「医療費の領収書」、補てん金がある場合は「補てん金額のわかるもの」
※医療費控除の対象となる医療費の領収書の金額を集計の上、持参してください。
- ③印鑑・ボールペン及び計算器具（電卓等）
- ④還付金を受け取る申告者名義の預貯金で口座番号等のわかるもの

栃木税務署の所得税の申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です

平成22年分の所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告の相談及び受付を以下のとおり実施します。

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
会 場	「栃木商工会議所大ホール」栃木市片柳町2丁目1番46号	
開設期間	2月16日(水)～3月15日(火)	2月16日(水)～3月11日(金)
受付時間	午前9時～午後4時	午前9時～午後3時

- ※ 土・日曜日は開設していませんが、郵便もしくは信書便による送付または税務署の時間外取受信への投函により、提出することができます。
- ※ 開設期間中は、栃木税務署庁舎での申告相談を行っていません。(開設期間以外は税務署が会場となります)
- ※ 申告会場では、現金納付の窓口業務は行っていませんので、ご了承ください。
- ※ 栃木商工会議所では、電話等でのお問い合わせを行っていません。
- ※ 申告会場の駐車場は、混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
(注) 還付申告の方は、平成23年2月15日（火）以前でも申告書を提出することができます。

確定申告書様式が変わります！

所得税の確定申告は、平成22年分以降に使用するものから、提出用・控用の2枚で1組となります。

また、添付書類は、申告書の裏面には貼らず、添付書類台紙などにはって申告書と一緒に提出してください。